

小規模大学の特色を活かした障害学生支援のあり方

—『気づき』『つながる』『つなげる』—

佐々木 創*

The way of the obstacle student support utilized the characteristic of the small university. —“Regaining consciousness” “It connects” “It’s linked”—

Sou SASAKI*

Key words : 障害学生支援 Obstacle student support
合理的配慮 Reasonable accommodation
セルフアドボカシー Self advocacy
エンパワメント Empowerment

1. はじめに

我が国では、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行された。この法律に基づき、国内の高等教育機関は、従来の学生相談・支援のスタイルから大きく変貌を遂げる事となった。独立行政法人日本学生支援機構が毎年行っている調査を見ると、高等教育機関へ在籍している障害のある学生数は2006年度調査で4,937人（在籍率0.16%）だったが、2016年度調査では27,257人（在籍率0.86%）と、10年で約5.5倍に増加している。

※表1

障害種別についても、従前の身体等の障害（視覚・聴覚・肢体不自由等）に加えて、一目では障害があると判断できない精神障害・発達障害・病弱虚弱の学生が増加している。本学においても、一目で障害があると判断できない学生が在籍している。我々高等教育機関に携わる者は、『共生社会』の理念の基、日々の教育活動を行っていかねばいけない時代に生きているのである。

『共生社会』という言葉をご存知だろうか？この社会には、同じ人間は誰一人いない。性別・年齢・身長・体重・家庭環境・障害の有無など全て皆違う。さまざまな違いのある人が主体的に暮ら

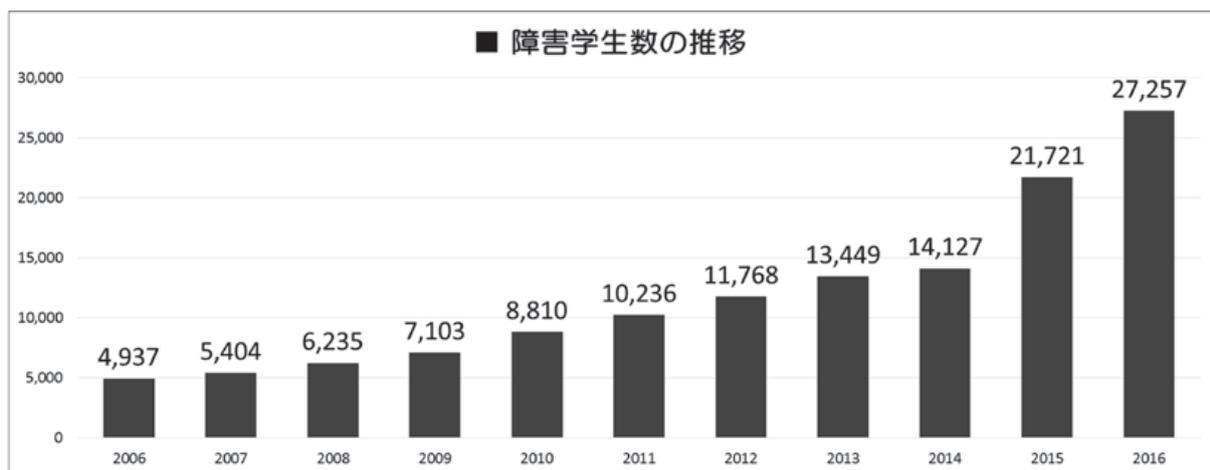


表1

独立行政法人 日本学生支援機構 (JASSO)
「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の支援に関する実態調査結果報告書 (2006~2016)」より

していける社会、すなわち、全ての人々が社会から阻害されることなく、人間として生きていることが承認され、支援体制が確立されている社会。これこそが『共生社会』である。共生社会では障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、障害者が社会の対等な構成員として人格を尊重され、あらゆる活動に参加し、責任を分担することが求められる。しかし障害の無い人が普通に出来ることが、障害の有る人にとっては難しいことが多々存在する。本学にその難しさが存在する場合、相談に乗り、支援しなければならない。この考えを基に、平成 29 年 4 月、本学の学生支援室が設立された。

全国には本学と同じような小規模大学が約 80 校存在しているが、ここでは本学ならではの特色を活かした障害学生支援についてのあり方を模索する。

2. 障害者差別解消法とは

前項で述べた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は国・都道府県・市町村などの地方自治体、会社などの全ての事業者（ここでいう事業者には、ボランティア活動をするグループも含まれる）を対象とし、全六章、二十六条と附則で構成される法律である。内容を要約すると障害のある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求め、それによって共生社会を目指すもので、ここでいう障害者とは、障害者手帳所持に関わらず、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、その他の心や体のはたらきに障害のある人のことで、障害や社会にあるバリアによって、日常生活や社会生活に制限を受けている全ての人を障害者と位置づけている。

2-1. 不当な差別的取扱いの禁止

国・都道府県・市町村などの地方自治体、会社などの全ての事業主は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害があることを理由として

サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって色々な制限をつけること、障害の無い人には付けられない条件を付けることが禁止されている。

<大学で起こりうる例>

- ・障害があることを理由に受験を拒否する
- ・障害があることを理由に入学を拒否する
- ・障害があることを理由に授業受講を拒否する
- ・障害があることを理由に研究指導を拒否する
- ・障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否する
- ・障害があることを理由に対応順序を劣後させる
- ・障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否する
- ・障害があることを理由に学生寮への入居を拒否する
- ・障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否する
- ・手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否する
- ・試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差を付ける

2-2. 合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある人から、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている意思が伝えられたとき、負担が過重でない範囲で対応する配慮のことである。配慮の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なるが、障害のある人が、障害のない人と同じ条件になるには、どのような障壁を取り除く必要があるかを考えてみてほしい。

<大学で実施できる例>

- ・段差がある場合、スロープを使って補助する
- ・移動に困難のある学生がいる授業で使用する教室をアクセスしやすい教室に変更する
- ・授業や実習、行事等のさまざまな機会において手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク

- ク、補聴システムなどの情報保障を行う
- ・授業中、教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与える
- ・事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行う
- ・入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認める
- ・ICレコーダー等を用いた授業の録音を認める
- ・授業中、ノートを取ることが難しい学生等に板書を写真撮影することを認める
- ・成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討する

なお、国・都道府県・市町村などの地方自治体(国

立の高等教育機関)において合理的配慮の提供は法的義務であるのに対し、民間事業者(私立の高等教育機関)では努力義務とされ、合理的配慮の提供を行うように努めなければならないとされている。この差が、現状の課題として挙げられている。将来的には民間事業者(私学)も法的義務となるよう各所で議論されているため、本学は後手に回らないよう、国・都道府県・市町村などの地方自治体(国公立の教育機関)と足並みを揃えるべく、対応要領等も整備した。私学で整備している大学は全国的に見ても、まだまだ少ない。

2-3. 高等教育機関の現状

高等教育機関に在籍する障害学生数の推移を障害種別に表にまとめた。 ※表2

障害・視覚障害・肢体不自由のある学生数は、ほぼ横ばいであるのに対し、発達障害・精神障

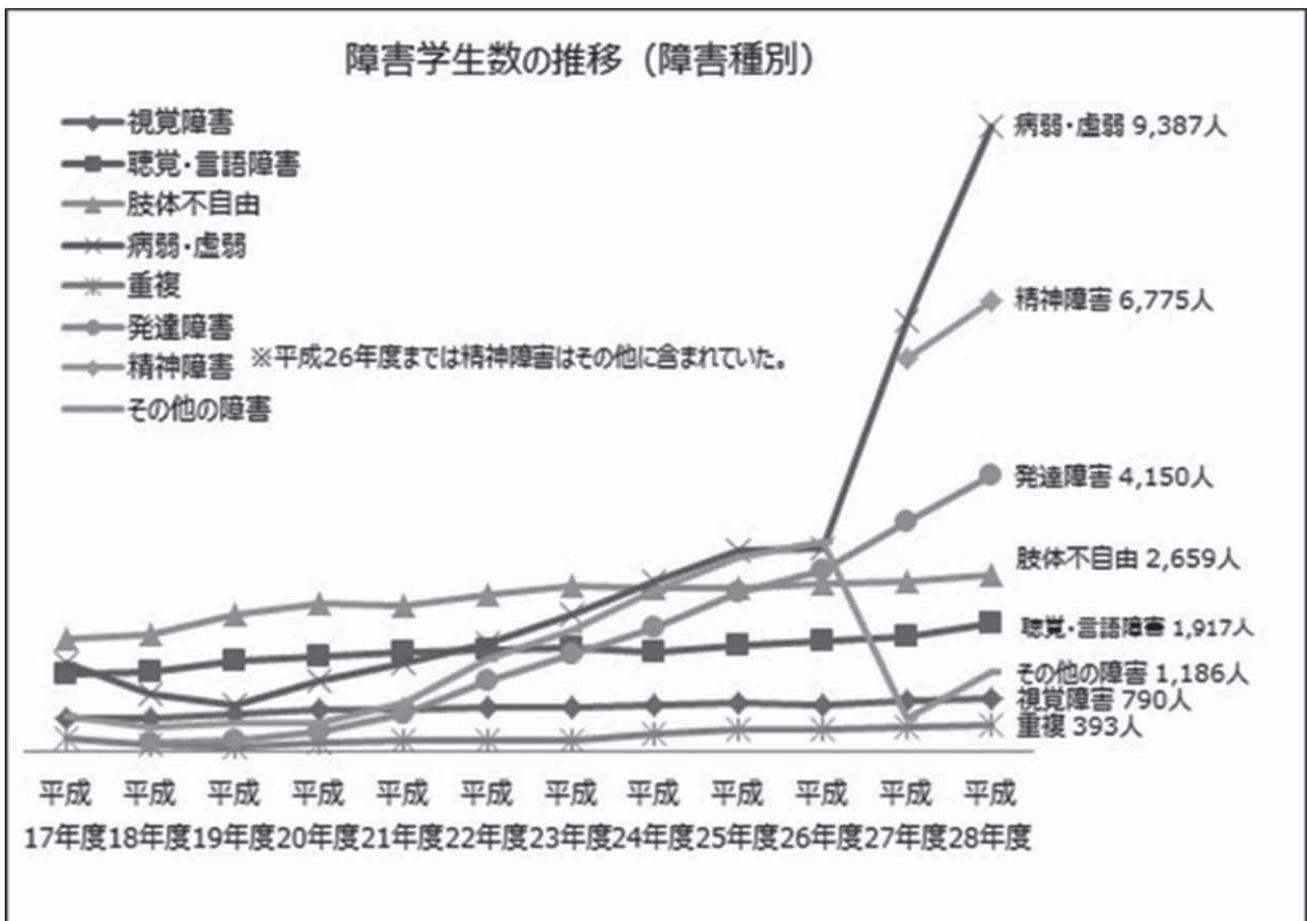


表2

※日本学生支援機構HPより

害・病弱虚弱の学生数は年々増え続けている。

聴覚障害・視覚障害・肢体不自由がある場合、支援のニーズはほぼ固定化されており、支援方法も概ね明確である。代表的なものを挙げると、聴覚障害は補聴器やFMマイク、視覚障害は点字プリンターや点字ブロックの設置、肢体不自由であれば車いすの使用やスロープの配置など、高等教育機関には支援のツールが多く存在している。しかし、近年急激に増加している精神障害（気分障害・不安性障害・統合失調症など）・発達障害（ASD・ADHD・LD）・病弱虚弱（食物アレルギー・てんかん・内部障害など）の支援のニーズはその時ごとに変動する。支援のニーズが幅広く、複雑な対応を求められるため、何をどのように支援していいのか、また、決まった支援ツールが存在しないため、タイムリーでニーズにあった支援を高等教育機関側が提供できていないというのが現状である。

また、授業のスタイルが「情報保障」中心から「アクティブラーニング」形式に変化し、授業内で社会性やコミュニケーション能力の欠如が判明して、障害があると分かるケースも多い。同様にレポート課題が期日に提出できない、レポートが全く書けないといったケースから障害が判明するケースも増加している。この場合、怠惰なのか障害特性によるものなのか判断が難しく、障害学生が色眼鏡で見られてしまい、残念ながら退学に繋がる事例が、多くの高等教育機関で発生している。この項の結論としては、従来の障害学生の枠組みの中だけでは対応しにくい状況が、多くの高等教育機関で発生しているという事である。

3. 文部科学省の方策

文部科学省では、我が国の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方等について検討するため、平成24年6月に、高等教育局長決定により「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」が開催され、同年12月に第一次まとめとして取りまとめがされた。内容としては平成20年5月発効の障害者権利条約と平成23年8月

改正の障害者基本法に則ったものである。言わば障害者差別解消法を遵守する叩き台のような内容である。そこにも大学等における合理的配慮について明記されており、障害のある学生が障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保する重要性がうたわれている。

平成28年4月の障害者差別解消法が施行され、各大学等において障害のある学生支援の体制が急速に整備されたが、これらの学生の在籍者数の急増に伴い、今まで以上に対応が困難な状況や新たな課題が多く生じた。こうした状況を踏まえ、障害者差別解消法の施行下の高等教育段階における障害のある学生の修学支援の在り方について検討を行うため、「障害のある学生支援に関する検討会」を開催。平成29年3月に検討結果を「第二次まとめ」として取りまとめた。第一次まとめで取り組むべきとされた事項の進捗状況報告と、障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処などが明記された。特に着目すべき点は、各大学が取り組むべき主要課題とその内容が細かい項目に分類して記載されている所である。

- ①教育環境の調整
- ②初等中等教育段階から大学等への移行（進学）
- ③大学等から就労への移行（就職）
- ④大学間連携を含む関係機関との連携
- ⑤障害のある学生へ支援を行う人材の養成・配置
- ⑥研修・理解促進
- ⑦情報公開

以上の7項目が明示され、大学が行うべき支援のガイドラインとなっている。

また、平成27年11月に発表された「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」でも、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の具体例が明記されている。

高等教育機関での障害学生支援は「第一次まとめ」「第二次まとめ」「対応指針」の三つの柱をバックボーンとして行っている。こちら側の勝手な判断や決め付けで配慮を行っているわけでも無い

し、配慮の提供は温情ではなく、教育機関の義務なのである。合理的配慮を非合理だと言う法令遵守ができない者も未だ多数散見されるが、上記は文部科学省ホームページにも掲載されているので、時間がある際は、ぜひ一読頂き理解を深めて欲しい。

4. 東北女子大学 学生支援室

平成29年4月に設立された本学の学生支援室は、障害学生支援・学生の個人的問題に関する相談援助・留学生支援を中心とした業務を行っている。室長・カウンセラー・アドバイザー・コーディネーターを構成員とし、私はコーディネーターを拝命し、業務にあたっている。学生支援室は、固有の専門性と独立性を持つ機関として中立的な立場をとっており、相談者と学内外の各機関・部署との仲介役(コーディネーター)の意味合いが強い。相談者のプライバシーへの配慮を十分に行った上で、教育の一環としての学生支援・学生相談という考えに基づき、すべての教職員と、学生相談の専門家であるカウンセラーとの連携・協議によって学生支援は達成されるものであると考える。また、学生期の課題を念頭に置きつつ、学生の多様化という現状を常に把握し、学生の個別ニーズに応じた学生支援を提供できるよう、大学全体の学生支援力を強化していき、本学の個性や特色を活かした総合的な学生支援を行う事を理念としている。

学生支援・学生相談は、高等教育機関の教育的使命の達成にとって必要不可欠な要素なのである。

4-1. 小規模大学の支援体制

学生の支援体制は、主に3つの運営モデルが存在する。

① 独立型

学生相談機関(カウンセリング機能)と障害学生支援機関(コーディネーター機能)を別々に運営する。

② 部門型

総合的な学生支援機関(保健管理センター等)が存在し、その中に学生相談部門と障害学生支援部門がある。

③ 統合型

学生相談機関と障害学生支援機関を統合し、一つの部門で運営する。

本学の支援体制は③で運営されている。③のメリットは、カウンセラーとコーディネーターが同じ支援室に所属することで、連携がスムーズに行われ、窓口を学生支援室に一本化することができ、相談者を待たせずに素早い対応が可能になる。デメリットとして、大規模校は相談件数が膨大であるため、この運営方法ではパンクしてしまうが、本学のような小規模校であれば滞りなく運営することが出来る。

なお、①のメリットは各機関の役割が明確であることで、中規模校に多く見られる。デメリットとしては各機関の連携がとりにくくなる他、相談窓口が複数あり学生が困惑する点である。②のメリットは一つの機関に機能が集約しているため、色々なケースに対応できる点である。デメリットとして、多くのスタッフを必要とするため、大規模校では有効な運営方法であるが、本学の規模では人手不足になってしまう点である。

4-2. 本学の支援の特色

『気づき』『つながる』『つなげる』

本学の特色として挙げられる点は3つある。一つ目は、日常的な関わりの中で学生と教職員の距離が近く、色々な事に『気づき』やすい点である。クラス担任制をとっているため、担当する学生を理解し、良い信頼関係が形成され、細かい事にも『気づき』やすい。授業においては、どの科目も受講者が80名に満たないので一人一人に目が届きやすく、また、多くの科目で小集団活動を多く取り入れているため、孤立しがちな学生に『気づき』やすい。実際に学生支援室で支援対応している学生にも、「授業中に気になる学生がいる」「担任するクラスに、ずっと一人でいる学生が気になる」と教員が『気づき』、支援を始めたケースが

ある。

二つ目は、教職員が積極的に学生に声をかけ、逆に学生から教職員に声をかけ『つながる』点である。本学では授業終了後の講義室でも廊下でも、教職員が学生と話をしている姿をよく目にする。前述したが、教職員と学生の良い信頼関係が形成されているので、学生が話しやすい環境であるのだと考える。学生との会話の中で気になる言動や内容があった場合、率直に心配だと伝え『つながり』を作り、学生が安心できる場所でゆっくり話を聞く。

小規模校であるが故の、教職員と学生が『つながる』関係が本学の強みであると考えられる。実際に学生課や保健室で『つながり』た学生が、学生支援室を訪れるケースも増えてきている。

しかし、『つながり』りすぎてしまうと、教職員側が学生に対する思いが強くなりすぎて、私情を挟んでしまい、間違った方向へミスリードしてしまいトラブルに繋がる危険性があるので注意が必要である。気軽に「それは発達障害かもしれない」と言ってしまうものなら訴訟問題にも発展しかねない。小規模校ではこの危険をはらんでいる。

中・大規模校であれば、このような危険性は低くなるが、人数の多さゆえに『つながる』関係が希薄になり、教職員が学生の顔や名前を認知しづらく、学生も教職員へのハードルが高くなり声もかけづらい。関係性の中で、学生の困りごとに気づきにくく、つながりにくいというケースが多くある。

三つ目は、相談窓口がわからない場合はどこの部署に相談しても窓口として受け付けていることが挙げられる。学生課・学務課・保健室・事務局・クラス担任、どこで相談を受けても学生支援室に『つなげる』連携体制を整えている。各部署とも即時対応できる相談や、学生支援室に関係のないような相談であれば部署内で解決し、学生支援室につなげなくても構わない。各部署で対応できないような障害に関する相談や、学生の行動、周りの学生に困り感が発生しているような内容の相談は、学生支援室にすぐ『つなげる』。コーディネー

ターが仲介し、カウンセラーや外部医療機関に『つなげる』ことをスタートする。そして相談が解決した場合、学生支援室から各部署に再度『つなげる』。学生支援室が相談を抱え込むことはしないし（個人情報対象外）、必ず各部署と連携して解決へと導けるよう心がけている。部署で相談者を抱え込み、自分だけで解決しようと試みた場合、勝手な判断や私情がはたらき、最終的に解決できなくなるといった負のスパイラルが発生する。

そうならないために学生支援室は、連携を最も大切に考えている。どこの部署や学科が上位で、どこが下位などはない。学生を第一に考えるならば、学生支援室を含め、学内の部署は皆、横一列でなければならない。順列が出来てしまえば、本来『つながる』『つなげる』べきものが、つながらなくなってしまふ。

以上『気づき』『つながる』『つなげる』の3点が、本学の支援の特色である。

5. 障害学生支援の実態

はじめにも触れたが、本学においても医療機関で何らかの障害があると診断され、診断書の提出がなされている学生と、診断は受けていないが発達障害特有の行動が見られるグレーゾーンの学生の双方が在籍している。どの学生も授業は普通に受講しており、支援内容も費用が発生する機器等の使用による合理的配慮は行っていない。支援のコーディネートは月平均10件程度（障害の有無に関わらず）で、学生支援室内での月例会議にて支援の方法・経過観察について検討した後、相談件数を教授会に提出している。学生支援室以外の第三者委員会を通した相談内容は1件。

独立行政法人日本学生支援機構主催の研修会に定期的に参加し、他大学の事例収集や、支援方法の研究を行っている。本年4月に従前の学生相談室を改称し、学生支援室となった事を機に、全国高等教育障害学生支援協議会に加盟した。

学生相談室は文字通り、学生相談の要素が強かったが、学生支援室ではそれに加えて障害学生

支援も行えるようになった。次項では障害学生支援事例を挙げる。なお、支援事例は実際にあった事例に加筆した架空事例であることを付け加える。

5-1. 支援事例①

教職員の『気づき』と教職員間の『つながり』により、支援がスタートしたケースである。

行動が気になる学生が在籍していることにコーディネーターが気づき、クラス担任へつなげた。4月の段階では課程履修の特性上、支援の必要は無いと断られてしまったが、前期が始まってみると対象学生の様々な行動が目立ち、クラスにも馴染めない様子が見られたため、クラス担任から学生支援室に相談があった。相談を基に学生支援室会議を開催し、支援の方法を検討。

発達障害特有の行動が見られるが、診断書も提出されていないし、当該学生や保護者から直接支援の依頼があった訳ではない。ゆえに本人を学生支援室に呼んでの対応は行わず、クラス担任と学科・学生支援室で「見守ること」「周囲に困り感が発生するような行動をとった場合はすぐに報告すること」「都度の声かけ」「クラス担任と家庭との連絡体制の強化」と結論し、後日クラス担任と申し合わせを行った。

以後少しずつではあるが当該学生の行動に変化が見られ、クラスメイトと一緒にいる姿も見られるようになった。稀に自己抑制が効かなくなる時もあるが、その都度声をかけ、話を聞き、大きな問題行動には発展していない。

結果として多くの人が見守ることが、当該学生にとっての支援になっていると考えられる。

5-2. 支援事例②

他部署が学生支援室に『つなげる』ことにより支援方法が決定したケースである。

特定の教員の授業になると体調が悪くなってしまふと、ある部署に学生が相談に来た。部署の担当者は学生からじっくり話を聞いたところ、メンタル面の問題を含んでいるため、自身ではアドバ

イスできないと考え、学生支援室に相談をつなげた。相談を基に学生支援室会議を開催し、支援を協議。

当該学生には発達障害特有の行動等は無く、当該科目以外での体調不良は発生していない。勉強は嫌いではないので、どの科目も座席は前列で受講をしている。将来の為にどの科目もできるだけがんばりたいと思っているが、体調不良が起きる授業は苦手な科目である。

カウンセラーは、「科目への苦手意識が担当教員への苦手意識につながってしまった」、「何でも完璧にやろうと思うあまり心的ストレスが発生し、体調不良を引き起こしているのではないか」と分析。その科目だけ窓側の席に座り、定期的な気分転換を行うことを提案した。精神的な障害を引き起こしておらず、直接学生支援室に相談に来た訳ではないので、相談に来た部署の担当者からアドバイスするという形で、間接的な支援をしていくことで結論した。

後日相談を受けた担当者が当該学生に上記を提案。席を窓側に移し、疲れてきたら外を眺めるようにしたところ、体調不良は起きなくなったとの事である。がんばりすぎないというアドバイスも支援の選択肢であると考えさせられた事例である。

今回は精神障害に発展せずに済んだが、このようなケースから統合失調症や気分障害、睡眠障害を引き起こすことが多い。

5-3. 支援の注意点

支援事例を2つ紹介したが、どちらの事例も「困り感」がキーワードに挙げられる。事例①は周囲の困り感、事例②は本人の困り感が発生し、支援をスタートさせている。ここで注意したいのが、こちらが「あなた困ってますよね？支援します」といって、こちらから一方的に支援を始めてはいけないという点である。支援はあくまでも当事者の意向を尊重しなければならない。困っている人がいれば手伝ってあげたくなるのが人の性であるが、当事者から依頼があるまではグッと我慢

し、お節介や先周りをしてはいけない。当事者の意向を尊重しない支援はミスリードにつながり、最終的に当事者が意図しない結果となってしまう。ただし、当事者が自分から支援を言い出しにくい（言えない）場合、適切に支援が始められるよう個別に呼んで話を聞いたり、意向を引き出す声かけをしたりする事は、当事者の意向を尊重しない例に該当しない。その際、私情を挟んではいけない。

また、支援者が自身の理念を押し付け「障害があるのだから～しなさい」という発言はハラスメントの対象になる為、発言にも注意が必要である。

6. 課題

前述の通り本学にも障害のある学生が在籍しているが、目に見える身体の障害のある学生ではない。今後、聴覚障害・視覚障害・肢体不自由の学生が入学してきた場合、本学での支援はどうあるべきであろうか。受け入れの体制は整っているかと言われれば、そうではない。点字プリンターも無ければFMマイクも無い。その他諸々の機器が未整備の状態である。

これを補うために、他大学ではサポート学生によるパソコンテイクやノートテイクが行われている。学生によるサポート組織が構成され、障害学生の授業中のテイカー支援を中心に行っている。大規模大学では全学生の1割程度が支援組織に加入しており、支援を行った分は時給が発生している大学が多い。学生による支援組織がある大学の8割程度が有償、2割が無償となっている。本学でも学生による支援組織を作りたいが、今まで発生していなかった費用が出てしまう点と、金額云々の前に、どの学生も免許や資格修得のため学業に忙しく、支援にまわる時間が無い。そもそもパソコンテイカーやノートテイカーを養成するノウハウがない。

また、どこの大学でもある事だが、本学も例外なく、教職員による障害についての誤解や偏見が存在している。学生支援室が立ち上がった時に、障害学生は教員免許取得や国家試験受験に向いて

いないし、将来の仕事として出来ないといった声が挙がった。学内での啓発活動がまだまだ行き届いていないと痛感しており、反省すべき点である。「合理的配慮は温情」「合理的配慮は非合理的配慮」「特別配慮」「配慮をする事は文部科学省が黙っちゃいない」等と、酷い言われようである。日本の高等教育機関への障害学生在籍率が0.86%であるのに対し、アメリカの在籍率は11%と、想像を絶する結果が表れている。しかしアメリカでは「障害学生がいるのは当たり前」という考えが根付いているので、明らかに支援を必要としている学生に対して「温情」「非合理」「特別」「将来就職した際には誰も配慮なんかしてくれない」といった考えすら出てこない。いかに日本では不当な差別的取扱いが横行しているかが、世界の大学ランキング等での結果で表れているのでは無いだろうか。

そもそも共生社会に批判的で、障害学生への興味が無いので、合理的配慮に対して無知なのではないかとも思える事もある。「学生支援室で障害があると決めつけるとは、けしからん。人権を何だと思っている」と人権擁護を振りかざしてくる教員の対応をした事があるが、我々は医療機関の診断書を基に配慮の提供をしている。私が声を大にして言いたいのは、学生支援や合理的配慮の根本として、障害のある学生にも学ぶ権利があるということである。合理的配慮を否定し、学生の学ぶ権利を奪っているのは、全国的に見てもごく一部の教員であると思われる。大学側には障害者差別解消法の法令遵守義務があることを理解して欲しい。

いずれにせよ全国的に啓発活動は今後も力を入れて行って行く必要があり、本学は並行して支援機器の充実と、学生による支援組織を構成していく事が課題と言える。

6-1. 今後の展望

本学の障害学生支援をより活発にしていくためには、文部科学省発表の第二次まとめにもあるように、大学間連携を含む関係機関との連携が必要

である。弘前市内には高等教育機関が多数存在しているが、どこを見ても障害学生支援が充実しているとは言えない所である。各々支援機器が不足していたり、人材の確保が出来なかったりと困難を抱えているようだ。各教育機関単位では支援のリソースは限られてしまう。そこで、弘前市内の高等教育機関の連携を考えている。他大学では学生のためのテイクナー養成講座を行っている。本学には無いノウハウを持っているので、そこに乗らない手は無い。もしかしたら本学にしか無いリソースだってあるはずである。各高等教育機関がそれぞれのリソースを持ちよれば、Win Winの関係になるはずである。そこに特別支援学校や聾学校が加わってくれば、点字プリンター等の支援機器の貸し借り等が行われ、強固な連携が出来上がるものと考えられる。最終的に福祉関係も巻き込んでいければ理想である。

実際にこのような連携で活動しているのが、大学コンソーシアム京都が主催している「関西障害学生支援担当者懇談会（K S S K）」である。各大学の支援者が定期的集まり報告会を行ったり、テイクナー養成講座を行ったりしている。より詳しい事業内容等はインターネットで検索して頂きたい。弘前地区であれば「弘前市障害学生高等教育支援協議会」といった名称にでもなるのだろう。

また、障害のある学生自身に期待するものは、セルフアドボカシーの確立である。セルフアドボカシーとは、障害者が自らの権利を擁護することを目的として本人たちによって起こされる行動のことである。障害学生は様々な場面で少なからず、障害を理由に虐げられ、差別された経験があると思われる。「どうせ障害があるから」「障害のない人にはわからない」「支援をお願いしても何も変わらない」というネガティブな感情を持っている方も多いと聞く。だが、障害があるという理由で自分から何も動こうとしない事はやめてほしい。世の中に同じ人間は一人もいないのだから、障害がある事を恥じる必要は無い。障害を自身で理解し、周辺に理解を促しながら生活や修学に必

要な支援を障害学生自らが主張してほしい。自分の困難を説明し、適切な配慮を求めていく方法を知ってほしい。欧米諸国にはセルフアドボカシーが確立されている学生が多く、自分の障害について説明ができる。よって自分の困難を理解してもらう事が出来るし、必要としている合理的配慮を的確に依頼する事が出来る。日本の学生との大きな違いは、自分に必要の無い配慮は不要だと主張できる点である。遠慮せずに自ら『つながる』行動を起こしているのだ。

上記に併せて、高等教育機関にはエンパワメントの概念を持つ事を期待する。エンパワメントとは、人々に希望を与え、勇気づけ、人間が本来持っている生きる力を湧きださせることである。障害学生の差別構造や、抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法を見出し、自信と自己決定力を回復・強化できるように援助していく。エンパワメントは、障害の有無に関わらず、教育現場で必要なことである。初等中等教育では学校及び教職員がエンパワメントする場面が多いが、高等教育では教職員と学生の関係性が広く浅くなってしまいうため、エンパワメントする機会が減ってしまう。学生に自己肯定感を持たせ、希望する進路に就かせるためにも、一人一人の潜在能力や可能性を顕在化させていく必要がある。本学がさらに発展し、大学間の競争に残っていくためには、分け隔てないエンパワメントが必要ではないだろうか。

7. まとめ

『共生社会』が社会の流れとなっていることは冒頭にも記述した。政府も『ニッポン一億総活躍プラン』を提言し、障害の有無に関わらず、誰もが活躍できる時代になったのだ。障害のある学生は年々急増の傾向にある。本学もその流れに乗るために支援体制を再整備したが、まだまだ足りない部分が多い。色々な研修会や勉強会・セミナーに参加し、知見を広めていかなければならない。文部科学省も『社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業』を新に立ち上げ、将来

にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成する取組の支援を始めた。取組内容としては大学等・福祉や行政労働機関・障害当事者団体・企業等との組織的なネットワークを構築するものである。また、障害のある学生への支援における課題の解決に向けて、教職員・その他の関係者の有機的連携を先導する役割も担う。

本学ももちろん対象になる。より手厚い支援に繋がるよう情報収集を行い、全ての学生に同じ教育の機会が与えられるよう、小規模校の特色を活かしながら、これからも支援を行っていく。

<参考文献>

- ・ 文部科学省 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）
- ・ 文部科学省 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構 教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成26年度改訂版）
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構 大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の支援に関する実態調査結果報告書（2006～2016）
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構 大学における学生相談体制の充実方策について
- ・ 独立行政法人日本学生支援機構 ホームページ
- ・ 日本学生相談学会 学生の自殺防止のためのガイドライン
- ・ 村田淳 「第二次まとめ」を読む—障害のある学生の修学支援に関する討論会報告の概説—（PEPNet-Japan・2017）
- ・ 池谷航介 大学において支援を進めるということ（PEPNet-Japan・2017）
- ・ 文部科学省 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）